

二
号

午前十時四十七分開議

小委員長 保利 耕輔君

小委員外の出席者

小委員西田八郎君同日小委員辭任につき、その補欠として中井治君が委員長の指名で小委員に選任された。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の

国立国会図書館組織規程の一部改正の件
国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件

開会いたします。

本日は、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支分部局及びその職員に関する法律の一部改正の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件、国立国会図書館職員定員規程の一

荒尾図書館長から説明を求めます。荒尾図書館長。

○荒尾国立国会図書館長 本件について御説明申し上げます。

の設置に必要な経費といたしまして、昭和六十年度の予算に百四十三万五千元が計上され、支部北海道開発庁図書館として発足する体制が整いましたので、ここに当該法律の一部を改正する法律案の御提出をお願い申し上げる次第でございます。

北海道開発庁図書館は、現在北海道開発行政に
係る専門図書館として、北海道における資源の総
合的な開発行政の推進並びにその施策に必要な図
書、統計、地域開発資料等を所蔵し、庁務の遂行

に奉仕しております。また、我が國の限られた国土において、北海道の総合開発に対する国民の期待が高まりつつあるとき、これを支那圖書館といたしますことは、同圖書館の充実発展に益することとは申すまでもなく、国立国会圖書館の行政部門に対する圖書館奉仕の連携に益するところもまた多大なものがあると存じます。

次に、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程でありますが、これは、国立国会図書館の総務部の充実を図るため、昭和六十年度から、

主任参事には、総務部の所掌する事務のうち、重要な事項の企画及び調整を参画し、その事務の

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程であります。これは、昭和六十年度

八百四十五人を八百四十四人とするものであります。

何とぞ御承諾賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置
 かれる支部図書館及びその職員に関する法律
 の一部を改正する法律案
 国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程
 案

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する
規程案

〔本号末尾に掲載〕

○保利小委員長　これより懇談に入ります

〔午前十時五十分懇談に入る〕
〔午前十時五十二分懇談を終わる〕

○保利小委員長 これにて懇談を閉じます。

各部に置かれる支那圖書館及びその職員に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を小委員会の案と決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり、

○保利小委員長 御異議なしと認めます。よ
て、さよう決定いたしました。

次に、国立国会図書館総規程の一部改正の件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会において承認すべきものと決定するに御異議ありませんか。

な。本日、議院運営委員会において、以上の審査の経過並びに結果を私から御報告いたします。

ので、御了承願います。
 本日は、これにて散会いたします。
 午前十時五十三分散会

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部並に併せて改正する法律案

に置かれる支部図書館及びその職員は關する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部総務庁統計図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部北
海道開発庁

海通開辦片區書館

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

北海道開発庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出す

る理由である。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

規程

国立国会図書館組織規程(昭和三十八年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

(主任参事)

第二十五条の三 総務部に、主任参事若干人を置く。

2 主任参事は、上司の命を受けて、総務部の所掌事務のうち、重要な事項の企画及び調整に参画し、その一部を総括整理し、又は重要な事務をつかさどる。

附則

この規程は、昭和六十年 月 日から施行する。

理由

国立国会図書館総務部の充実を図るため、主任参事を置く必要がある。これが、この規程を提出する理由である。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「八百四十五人」を「八百四十四人」に改める。

附則

この規程は、昭和六十年 月 日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。